連帯保証人を立ててお申込いただいているお客さまはご確認ください

申込人さまへ

連帯保証人さまへ

資金使途に関するお伺い

ローンのお申込に際し、連帯保証人を立ててお申込いただいている お客さまへ、弊行から借入する資金を事業性資金に使用するか否か についてお伺いし、以下のご対応をお願いしています。

事業性資金とは、以下を指します。

- 1. 賃貸併用住宅の購入・建築資金
- 2. 店舗併用住宅の購入・建築資金
- 3. 太陽光発電設備を含む住宅の購入・建築資金
- 4. その他事業に供される住宅の購入・建築資金

【事業性資金に使用する場合】

ローン契約の締結に先立ち、契約の日前 1 カ月以内に公証人役場 にて保証意思宣明公正証書を作成いただきます。その際には、別途 ご案内いたします。

【事業性資金に使用しない場合】

ローンのご契約時に、確認書をご提出いただきます。

つきましては、お申込いただく前に担当者より確認の連絡を させていただきますので、よろしくお願いします。